

【ふるさと納税ワンストップ特例制度について】

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。制度を利用するには、ふるさと納税先の自治体への申請が必要です。

また、平成28年1月1日から、申請用紙に個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。

1. 【制度をご利用いただける方】

以下の条件すべてに当てはまる方

- 確定申告をする必要がない給与所得者等であること
- ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、かつ確定申告を行わない場合

※条件に当てはまらない方はワンストップ特例制度のご利用は出来ませんので、確定申告の手続きをしてください。

2. 【手続きの方法】

別紙「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」第五十五条の五様式（附則第二条の四関係）に必要事項を記入の上、お早めに提出してください。

また、別紙「個人番号（マイナンバー）の提供について（依頼）」をお読みいただき、個人番号確認書類及び身元確認書類の提出をあわせてお願いします。

3. 【その他】

- 申請書、個人番号確認書類及び身元確認書類は**必ず別紙（様式U-2 個人番号保管票）に貼付し、郵送していただきますようお願いいたします。（ファックス、メールは不可）**
- 申請書を提出後、住所等に変更が生じた場合は手続きが必要ですので、下記問合せ先までご連絡ください。
- ふるさと納税に係る寄附金控除は、所得税の控除はありません。翌年度の個人住民税から控除されます。

ご注意願います！【通知カードについて】

- 令和2年5月25日以降通知カードは廃止されました。
- ただし、経過措置として、発行済みの通知カードに記載されている氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致するときは、引き続き個人番号確認書類として利用できます。
- 令和2年5月25日以前の変更について、市町村長から記載事項の変更の証明を受けているときも、引き続き個人番号確認書類として利用できます。
- なお、令和2年5月25日以後、通知カードの記載事項に変更があった場合は、利用できませんので、マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書を提出してください。

(封筒記載例) <切り取ってご利用ください>

切手貼付	690-8501
島根県松江市殿町1番地	
島根県政策企画局政策企画監室	
ふるさと島根寄附金事務担当職員 行	
親展	ワンストップ特例申請書在中

【送付書類チェックリスト】

- 特例申請書
- 個人番号保管票

- 個人番号書類
 - 通知カード (※前ページ【通知カードについて】をご確認ください。)
 - 個人番号カード
 - 個人番号が記載された住民票の写し

- 身元 (実存) 確認書類
 - 【写真ありの場合】→次のいずれか1点
 - 個人番号カード パスポート 運転免許証・運転経歴証明書
 - 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
 - 在留カード 特別永住者証明書
 - 【写真なしの場合】→次のいずれか2点
 - 健康保険証 年金手帳 印鑑証明書

 - その他※官公署が発行し氏名・生年月日又は住所の記載があるもの

個人番号カードを貼付された場合は、身元確認のための書類(例:運転免許証等)の貼付を省略できます。

問い合わせ先
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地
島根県政策企画局政策企画監室
ワンストップ特例申請 担当
電話：0852-22-6063